堺障サ第１０１２号

　　令和６年７月１９日

指定障害児通所支援事業所　管理者　様

堺市　健康福祉局障害福祉部

障害福祉サービス課長

（公印省略）

障害児通所支援事業所における自己評価シートの作成及び提出について

平素は、本市障害福祉行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所につきましては、従前から自己評価及び保護者評価並びに評価を受けて図った改善の内容の公表が義務付けられていましたが、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において指定基準が一部改正され、運用の標準化と徹底を図る観点から、実施方法が明確化されました。

また、保育所等訪問支援事業所につきましても、効果的な支援を確保・促進する観点から、自己評価、保護者評価及び訪問先評価の実施・公表が求められるようになりました。

いずれにおきましても、未公表の場合は自己評価結果等未公表減算が適用されます（保育所等訪問支援については令和７年４月１日から適用）。

つきましては、こども家庭庁が作成した資料「障害児通所支援事業所全体の自己評価の流れについて」を確認の上、自己評価シートを作成し、下記のとおり提出いただきますようお願いします。なお、資料及び提出書類については、下記ウェブページ内でダウンロードしていただけます。

また、提出された自己評価シートにつきましては、後日、堺市ホームページにおいて公開しますので、その旨併せて御承知おきください。

※堺市ホームページ（https://www.city.sakai.lg.jp/）右上の検索ボックスに「障害のある子ども」で検索⇒「児童福祉法に基づく障害児支援に関する事業者指定」⇒「障害児通所支援事業所における自己評価一覧」を参照してください。

記

　１　対象事業所

　　　**令和６年３月末日時点**で堺市から指定を受けている児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所並びに保育所等訪問支援事業所

２　提出書類

　　児童発達支援自己評価・保護者評価（別紙３・４・５）

　　放課後等デイサービス自己評価・保護者評価（別紙３・４・５）

　　保育所等訪問支援自己評価・保護者評価・訪問先施設評価（別紙４・５・６・７）

　　※運営しているサービス毎に作成して提出してください。

　３　提出期限

**令和６年１０月３１日（木）１７：３０**

４　提出方法

　　　堺市電子申請システムにより提出してください（**初めて本システムを利用する場合は、利用者登録が必要**）。

〇リンク先:

　<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/d5db156d-6f83-4ec4-b9b0-a70b3196e091/start>

　　　※上記リンク先アドレスにアクセスし、提出書類を提出してください。なお、アクセス可能期間は、令和６年８月１日９時から１０月３１日１７時３０分までですので、注意してください。

※電子申請システムの利用者登録に関する質問にはお答えいたしかねます。電子申請システムの「ヘルプ」又は「よくあるご質問」を確認の上、御利用ください。

【問合せ先】

〒590－0078　堺市堺区南瓦町３番１号

健康福祉局 障害福祉部

障害福祉サービス課 事業者係

TEL：072-228-7510 FAX：072-228-8918

電子メール：jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp